

E U等の輸入規制措置の概要 (平成26年4月1日時点)

1. 輸入規制措置の概要

E U及びE F T A（ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン、アイスランド）（以下「E U等」という）は、日本から輸出される酒類及び福島県産以外の茶を除く全ての食品・飼料について、日本の政府機関が発行する証明書を求める措置を講じています。

（証明対象・内容）

区分	地 域	品 目	規制内容
1	4 7 都道府県	平成23年3月11日より前に生産、加工した食品・飼料	＜日付証明＞
2	福島県	全ての食品・飼料	＜放射性物質検査証明＞ （E U の放射性物質基準に適合することの証明） 【注3】 【注4】
3	青森県、新潟県、山梨県、静岡県	きのこ類（別表2参照）	
4	秋田県、山形県、長野県	きのこ類及び一部の山菜類（別表3参照）	
5	7 県（岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県）	きのこ類、水産物並びに一部の山菜類及び穀物（別表4参照）	
6	福島県を除く46都道府県	下表（※）の原料産地の品目の加工品又は50%以上含有する食品・飼料【注1】	
7		上記区分1～6以外の食品・飼料（茶を除く）【注2】	＜産地証明＞（上記に該当しないことの証明）

【注1】 福島県を除く46都道府県のいずれで加工しても、下表（※）の原料産地の品目の加工品の場合又は下表（※）の原料産地の品目を50%以上含む加工品の場合、放射性物質検査が必要。

【注2】 福島県産以外の茶については、各種証明は不要。

【注3】 放射性セシウム134及び137のみ（放射性ヨウ素131にかかる証明は不要）。

【注4】 産品又は主原料の産地が不明の食品及び飼料は、放射性物質検査証明により輸入が認められる。

※表：「放射性物質検査証明が必要な原料産地・品目」

原料産地	品 目	対 象 品 目	備 考
福島県	食品及び飼料	すべての品目	
青森県 新潟県 山梨県 静岡県	きのこ類	きのこ類	別表 2
秋田県 山形県 長野県	きのこ類	きのこ類	別表 3
	山菜	タケノコ、タラの芽、ワラビ及びコシアブラ	
(7 県) 岩手県 宮城県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県	きのこ類	きのこ類	別表 4
	水産物	水産物（海藻、活きた魚及びホタテを除く）	
	山菜	タケノコ、タラの芽、ワラビ、ぜんまい、コシアブラ、くさそてつ及びウワバミソウ	
	穀物	大豆、米及びそば	

【注 5】別表 2～4 は、福島県以外の産地における放射性物質検査証明が必要な品目を、E U が設定している「合同関税品目分類表」(Combined Nomenclature-CN) と呼ばれる物品の分類表の番号（以下「CN コード」という）で示したもの。

(参考)

E U 等向けに輸出される食品等に関する放射性物質の最大許容値

<食品> (Bq/kg)

放射性物質	乳児用食品	飲料水	牛乳・乳飲料	その他食品
セシウム 134 及びセシウム 137	50	10	50	100

注) 乾燥食品は、水に戻した状態で測定。ただし、茶葉及びきのこ類は、乾燥状態で計測し、基準値は 500Bq/kg。

平成 24 年 3 月 31 日までに生産又は加工された牛乳・乳飲料、ミネラルウォーター及び類似の飲料の基準値は 200Bq/kg、その他の食品の基準値は 500Bq/kg。

平成 24 年 12 月 31 日までに生産・加工された大豆及び大豆加工食品並びに同年 9 月 30 日までに生産・加工された米及び米加工食品の基準値は 500Bq/kg。

<飼料> (Bq/kg)

放射性物質	牛、馬の飼料	豚の飼料	家禽の飼料	魚類の飼料
セシウム 134 及びセシウム 137	100	80	160	40

2. 留意事項

(1) スイス及びリヒテンシュタインの規制対象品目

スイス及びリヒテンシュタインにおいては、EU と異なり、タバコ及び播種用の種も規制の対象となります。

(2) 酒類の全面規制解除

EU等は、日本酒、焼酎、ウィスキー、梅酒、ビール等、酒類（EU 側の CN コード：2203～2208）の規制を全面的に解除しています。

(3) 福島県産以外の茶

福島県産以外の茶（EU 側の CN コード：0902、2101 20、2202 90 10）については、各種証明（日付証明、放射性物質検査証明、産地証明）及び通関時の放射性物質に関するモニタリングが不要となっています。

(4) サンプルング抽出率等

EU側でのサンプルング抽出率は、放射性物質検査証明、産地証明の対象品目のいずれも、加盟国の裁量に任せた「at random」（5 %以下と解釈される）となっています。また、サンプルング検査中の留置き規程が廃止されましたので、これまでサンプルング検査中は相手国政府の施設に留置かれていましたが、今後はサンプルング検査の対象となった場合には、検査結果を待たずに、いつでも回収できる範囲内であれば移動が可能です。

(5) 証明書様式の変更と旧様式からの経過措置

平成 26 年 4 月以降、証明書の様式が変更され、旧様式による経過措置は以下のとおりとなっています。※（6）の場合を除き、4 月 1 日以降、旧様式の証明書は発行出来ません。

- ① 3 月 3 1 日以前に証明書が発行され、かつ、3 月 3 1 日以前に日本から出港する貨物については、「旧様式」
- ② 3 月 3 1 日以前に証明書が発行され、かつ、4 月 1 日から 4 月 3 0 日までに日本から出港する貨物については、「旧様式」

※このため、5 月 1 日以降に日本から出港する貨物については、全て「新様式」が適用されます。

(6) E F T A への旧様式の適用

E F T A（ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン、アイスランド）については、これらの国の法令等の施行日まで、旧様式を適用することになります（現在確認中）。

【参考】CEDの導入

EU側通関当局への事前通知の方法については、これまで統一した様式はありませんでしたが、今回、EU側としてCED（Common Entry Document）の導入により様式が統一されました。CEDに関する詳細については以下のURLを参照願います。

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:194:0011:0021:EN:PDF>